

石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の

一部改正（サービス単価の改正及び廃止・新設）について

1. 改正趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、国が定める額を勘案して市町村が定めることとなっている。

令和3年度介護報酬改定に伴い、厚生労働省告示において、第一号事業の「国が定める額」等について示されたため、石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定めるサービス単価の改正及び廃止・新設を行う。

2. 改正内容（案：別紙（資料2 P2～4）参照）

以下のとおりとし、令和3年4月1日から適用する。

(1) 石狩市訪問介護相当サービス費、石狩市通所介護相当サービス費

従前相当（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）のサービスであり、国が定める額と同額に改正する。

（※ただし、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日までの間、訪問型サービス費Ⅰ～Ⅲ及び通所型サービス費1～3について、それぞれの単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。）

(2) 石狩市訪問型サービス費A、石狩市通所型サービス費A

基準を緩和したサービスであり、積算根拠を（1）の額の80%としているため、改正する（石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱制定時の積算根拠を継続）。

(3) 介護予防ケアマネジメント費

・ケアマネジメント費A

従前相当（介護予防支援）のサービスであり、国が定める額と同額に改正する。

・ケアマネジメント費B1

上記と同額設定のため改正する。

・ケアマネジメント費B2

基準を緩和したサービスであり、現状の単価にケアマネジメント費Aの増加率を乗じた額に改正する。

(4) 加算

別紙のとおり改正・廃止・新設する。

■改正前後のサービス単価（案）（変更のないものは掲載していない）

	サービス種別	現行単価 R 3.3.31 まで	改正単価（案） R 3.4.1 から
石相 狩当 市サ 訪― 問ビ 介ス 護費	訪問型サービス費Ⅰ 〔事業対象者、要支援1・2 週1回程度の訪問/月〕	1, 172 単位	(※) 1, 176 単位
	訪問型サービス費Ⅱ 〔事業対象者、要支援1・2 週2回程度の訪問/月〕	2, 342 単位	(※) 2, 349 単位
	訪問型サービス費Ⅲ 〔要支援2 週2回を超える程度の訪問/月〕	3, 715 単位	(※) 3, 727 単位

※R3.9.30までは1,001/1,000に相当する単位数を算定

石サ 狩― 市ビ 訪ス 問費 型A	訪問型サービス費Ⅰ 〔事業対象者、要支援1・2 週1回程度の訪問/月〕	938 単位	941 単位
	訪問型サービス費Ⅱ 〔事業対象者、要支援1・2 週2回程度の訪問/月〕	1, 874 単位	1, 879 単位
	訪問型サービス費Ⅲ 〔要支援2 週2回を超える程度の訪問/月〕	2, 972 単位	2, 982 単位

石 狩 市 通 所 介 護 相 当 サ ー ビ ス 費	通所型サービス費1 〔事業対象者、要支援1 週1回程度の通所/月〕	1, 655 単位	(※) 1, 672 単位
	通所型サービス費2 〔要支援2 週1回程度の通所/月〕	1, 655 単位	(※) 1, 672 単位
	通所型サービス費3 〔要支援2 週2回程度の通所/月〕	3, 393 単位	(※) 3, 428 単位

※R3.9.30までは1,001/1,000に相当する単位数を算定

若年性認知症利用者受入加算	—	240 単位
栄養アセスメント加算	—	50 単位
栄養改善加算	150 単位	200 単位

石狩市通所介護相当サービス費

サービス種別	現行単価 R 3.3.31 まで	改正単価 (案) R 3.4.1 から
口腔機能向上加算	150 単位	—
口腔機能向上加算 (I)	—	150 単位
口腔機能向上加算 (II)	—	160 単位
サービス提供体制加算 (I) イ ①事業対象者・要支援1 (週1回) ②要支援2 (週1回) ③要支援2 (週2回)	72 単位 72 単位 144 単位	— — —
サービス提供体制加算 (I) ①事業対象者・要支援1 (週1回) ②要支援2 (週1回) ③要支援2 (週2回)	— — —	88 単位 88 単位 176 単位
サービス提供体制加算 (I) ロ ①事業対象者・要支援1 (週1回) ②要支援2 (週1回) ③要支援2 (週2回)	48 単位 48 単位 96 単位	— — —
サービス提供体制加算 (II) ①事業対象者・要支援1 (週1回) ②要支援2 (週1回) ③要支援2 (週2回)	24 単位 24 単位 48 単位	72 単位 72 単位 144 単位
サービス提供体制加算 (III) ①事業対象者・要支援1 (週1回) ②要支援2 (週1回) ③要支援2 (週2回)	— — —	24 単位 24 単位 48 単位
生活機能向上連携加算	200 単位	—
生活機能向上連携加算 (I)	—	100 単位
生活機能向上連携加算 (II)	—	200 単位
栄養スクリーニング加算	5 単位	—
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	—	20 単位
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	—	5 単位
科学的介護推進体制加算	—	40 単位

	サービス種別	現行単価 R 3.3.31 まで	改正単価 (案) R 3.4.1 から
石狩市 通所費 型 A	通所型サービス費 1 〔事業対象者、要支援 1 週 1 回程度の通所/月〕	1, 3 2 4 単位	1, 3 3 8 単位
	通所型サービス費 2 〔要支援 2 週 1 回程度の通所/月〕	1, 3 2 4 単位	1, 3 3 8 単位
	通所型サービス費 3 〔要支援 2 週 2 回程度の通所/月〕	2, 7 1 5 単位	2, 7 4 2 単位
介護 予防 ケア センター 費	ケアマネジメント費 A	4 3 1 単位	4 3 8 単位
	ケアマネジメント費 B 1 〔ケアマネジメント B を算定する 場合のサービス提供開始月の単 価〕	4 3 1 単位	4 3 8 単位
	ケアマネジメント費 B 2 〔ケアマネジメント B を算定する 場合のサービス提供開始月の翌 月以降の単価〕	3 2 5 単位	3 3 0 単位
	介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所連携加算	3 0 0 単位	—
	委託連携加算	—	3 0 0 単位